

精神病院法案外二件特別委員會會議事速記録第六號

大正八年三月十五日(土曜日)午前十時三十八分開會
○委員長(侯爵花山院親家君) 是ヨリ開會イタシマス、
大概御質問モ終ツヤウデゴザイマスカラ御意見ヲ御述ベヲ
請ヒマス

○江木千之君 第一ニ此精神病院法案アリマスガ、此第一
條ニ付テ少シ修正ヲ致シタイト考ヘマス、第一條ノ第一項
ニ「府縣ニ指定シ共同設置ヲ命スルコトヲ妨ケス」是ハモ
ウ此本文デ十分ニ此意味ハ盡シテ居ルト考ヘマス、本文ハ
「北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ
得」トアリマスレバ、單獨ニ命スルコトモ出來ル、又共同設置
ヲ命スルコトモ自然出來ル譯デアリマスカラ但書ノ必要ハ
ナカラウト考ヘマス、第二項ノ「前項ノ精神病院ニ關スル經
費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス」ト云フ、是ハモウ
殆ド贅文ト考ヘマス、府縣北海道ニ對シテ設置ヲ命ジタイ
上ハ、即チ其負擔ヲ命ズル譯デアリマス、經費ガ北海道地
方費又ハ府縣ノ負擔トナルト云フコトハ當然ノコトデアリ
マスカラ、是モ第二項ハ特ニ規定スル必要ハナカラウト思ヒ
マス、第三項ハ精神病院ノ管理及費用分擔ノ方法デアリ
マス、是ハ關係地方長官ノ協議ヲ定メルト云フコトハ甚ダ
穩當デアアルト考ヘマス、矢張り團體ノ意思ヲ取ツテ斯ウ
云フコトヲ極メタ方ガ宜カラウト考ヘマス、ソレカラ是デハ少
シ不備ト思ヒマスノハ費用分擔ノ方法トシマシテ、費用ヲ
分擔シテ精神病院ヲ一ツ立テル場合ニ依ツテハソレヲ又共
同設置デナクシテ單獨ニ立テル必要ガ起テ來ルカモ知レナ
イ、サウ云フ場合ニハ單獨ニ立テル、單獨ニ立テルトナル
ト、是マデ立テ居ル病院ハ止メル譯ニナル、其財產ハドウ
處分スルト云フヤウナコトモ是デハドウモ不備ノヤウニ考ヘ
ラレル、之ヲ全ク削除シテ仕舞ヒマスルト府縣制ノ第二百
十六條ノ七ニ依ツテ、共同設置ヲ命ゼラレタモノハ組合ヲ
主務大臣ノ命令ニ依ツテ組合ヲ設ケルコトモ出來マス設ケ
サスコトガ出來マス、組合ノ規約ヲ設ケサスコトモ出來マ
ス、又財產處分ノコトモ府縣制ノ方ニ規定ガアリマス、ソレ
等ノコトモ皆府縣制ニ依ツテ處分シテ行クコトガ出來ルノ
デ、即チ今日ノ府縣制ハ先年ノ改正ニ依ツテ府縣組合ノ規
定ガ出來テ居リマスカラ、ソレニ依ル方ガ當然デアラウト考
ヘマス、此改正前ナラバ斯ウ云フ規定モ必要デアルカモ知レ
マセヌガ、今日デハ全ク斯ウ云フ規定ヲ設ケルコトハ穩カデ
ナシ、必要ガナイト考ヘルノデアリマス、依ツテ第三項モ削除

シタイト考ヘマス、ソレカラ第六條ハ是ハ段々御説明ノ伺ッ
テ見マスルト、マダ今日ハ成立シテ居ラヌ、來年度ノ豫算
ニ之ヲ立デルト云フ豫算ヲ提出ニナテ居ル、何レ斯ウ云フ
計畫ハアリマセウガ、其計畫ガアル時ニ豫算ヲ提出セラレテ
兩院ノ協賛ヲ經テ、サウシテ初メテ成立スル譯デアリマスカ
ラ、其時ガ來タナラバ斯ウ云フ規定モ必要デアリマセウガ、ソ
レハサウ云フモノガ實現スル場合ニ此法律ヲ改メラレテ宜
カラウト考ヘル、今ヨリ豫算メ斯ウ云フ規定ヲ設ケテ置クト云
フコトニ及ブマイ、又立法トシテサウ云フ場合ニ處スル規定
ヲ豫メ設ケテ置クト云フヤウナコトハ甚ダ穩當デアアルマイ
ト考ヘル、先ヅ例ノ少イコトデアリマスカラ、今日ニ於テハ之
ヲ削除シタイト考ヘマス、依ツテ箇條ガ色々線上ニナタリ何
カシマスルガ、ソレハドウカ事務局ノ方デモ整理シテ貫ヒ
タイト考ヘマス、精神病院ニ付テハソレダケ、同時ニ皆意見
ヲ述ベマスカ

○委員長(侯爵花山院親家君) 宜シウゴザイマス

○江木千之君 結核豫防法案ニ付キマシテハ第三條ヲ削
除シタイ、是ハ醫師ガ自分ノ患者ヲ其指示ニ從ハズト認メ
タ場合ニハ、之ヲ當該官又ハ吏員ニ申告スルト云フノデ
アリマスガ、ドウモ今日ハ我國ノ有様ヲ見マスルト患者ノ醫
師トノ間ハ、醫師ハ患者ノ爲ニ専ラ盡シテ居ルシ、又患者
ノ醫師ニ對スルノ情ハ實ニ深イデアリマス、醫師ノコトデ
アリ且ツ自分ノ體ノコトデアリマスカラ、大概醫師ノ指示ニ
從フドラウト思ヒマス、萬一其指示ニ從ハヌ者ガアツカラト
云ウテ、醫師トシテ自分ノ患者ヲ訴ヘルト云フヤウナコトハ
餘程忍ビヌコトデアル、又ソレニ制裁ヲ加ヘルト云フヤウナ
コトハ甚ダ穩當デナイト考ヘマスカラ、第三條ハ削除シタイ
ト考ヘマス、ソレニ斯ウ云フ場合モアウカト思ヒマス、假令
結核デアツモ患者ノ性質次第デハ、若ハ肺結核デアルト云
フヤウナコトヲ餘リ早ク言渡スト云フコトハ餘程患者ニ
神經質ノ者ナドハソレガ爲ニ死期ヲ早メルト云フヤウナコト
ガアリハシナイカ、素人ガ見テ立派ニ肺結核デアルケレドモ、
本人ハ肺結核トハ考ヘズシテ居ルト云フヤウナ者モ随分ア
リマスカラ、サウ云フ場合ニハ豫防ハ全ク肺結核ノ豫防法
ヲ實施サスニシテモ、餘リ明ラサマニ病氣ヲ言渡スト云フヤ
ウナコトハ、既ニ小學校教員ニ對シテハ教育基金ノ利子ガ
肺病ノ教員ハ退隱サスト云フヤウナ途ガ開ケテ居リマスケ
レドモ、アレニハ肺病ナド、ハ書イテナイ、肺病ニ罹ラヌ退
隱サスト云フコトヲ言フ場合モアルカモ知レマセヌガ、サウマ

デ言ハズニ退隱サセテ金ヲヤルヤウニナテ居リマス、其實ハ
矢張り肺結核ノ患者デアアルノダカラ隨分露骨ニ肺結核ト
言テ訴ヘラレタリ何カスルノハ如何デアリマセウカ、其點カ
ラ考ヘテモ是ハ少シ穩當デナイト箇條デアルト考ヘルノデアリ
マス、旁、此第三條ハ削除シタイト思ヒマス、從テ箇條ガ
段々變更シテ行クノデアリマスガ、是モ例ニ依ツテ事務局ニ
於テ宜シク整理シテ貫ヒタイ、ソレカラ第七條、即チ今ノ修
正ニ依ツテ改メテ第六條ニナル箇條デアリマス、此原案ノ第
七條デアリマス、第七條ノ一項ノ但書ヲ削除シタイト考ヘ
ル、是モ矢張り主務大臣ガ團體ニ對シテ單獨ニ設置ヲ命ズ
ルトモ、又ハ共同設置ヲ命ズルトモ、但書ガ無クテ是ハ出來
ル譯デアリマスカラ、但書ハ削除シタイト考ヘル、ソレカラ第
二項ハモウ當然ノコトデアリマスカラ、殆ド是ハ贅文ト考ヘ
マスカラ削除イタイシタイ、ソレカラ第三項ハ是ハモウ市町村
制ニ規定ガアリマシテ、所謂ソレハ團體ノ協議ヲ定メルト云
フコトニナテ居ルノデアリマス、唯其協議ガ調ハストキニハ
第一ノ監督官廳ニ持出スト云フコトハ、主務大臣ニ持出スト
ト違ヒマスガ、是ハ必ズ斯ウ云フコトハ、主務大臣ニ持出スト
及バヌ、協議ガ調ハストキニハ矢張り市町村制ノ規定ニ依
テ纏メレバ宜シカラウト思フ、第三項ヲ削除スル、ソレカラ
第十四條、修正デ第十三條ニナリマスガ、此「官廳」トアル
下ニ「公署」「官立」トアル下ニ「公立」ト云フ字ヲ入レタイ
ト考ヘルノデアリマス、此文字ヲ加ヘテ即チ公吏、公立學校
ノ教員ナドハ此十四條ノ規定ニ依ルヤウニ致シマセヌト、原
案ノ第十五條ノ方ニ含ムヤウニナリマシテ、教員ナドガ豫防
施設ヲ怠ラヌトキニハ、直チニ之ヲ裁判所ニ引張り出シテ、
サウシテ刑法ニ問フ、刑罰ヲ科スルト云フコトニナリマスガ、
是ハ甚ダ不穩當ナコトデアラウト考ヘマス、豫防設備ハ必
要デアリマスルガ、學校ナドノ職務ノ中デ申セバ重ナル事
務トモ申サレヌ、重ナル事務ヲ怠レモソレニ付テハ官吏懲
戒令ヲ適用シヌハ準用ヲスル、又小學校教員ナドニ付テハ
小學校令ニ特ニ懲戒規定ト云フモノガ設ケテアル、ソレニ
依ツテ懲戒スレバ宜シイノデアリマス、之ニ刑罰ヲ科スルト云
フコトハ爲スベキデハナカラウト考ヘマス、ソレデ此十四條ハ
唯今申述ベタヤウニ修正ヲ致シタイト考ヘマス、十五條ノ
「第二條第一項若ハ第三條」トアル、是等ガ「第一項若ハ
第三條」ト云フヤウナ字ヲ削ラナクテハナラヌノハ前ノ修正
ノ當然ノ結果デアリマス、箇條ノ相違等ハ宜シク又整理シ
テ貫ヒタイト考ヘマス、「トラホーム」豫防法、之ニ付テハ第

八條「官廳」ノ下へ「公署」ト入レテ「官立」ノ下へ「公立」ノ字ヲ加ヘタイト考ヘル、其理由ハ唯今結核豫防法案申述ベクト同一ノ理由デアリマス、再ビ繰返シマセヌ、斯様ニ修正イタシテ此案ノ成立セムコトヲ希望イタシマス

○男爵高木兼寛君 本員ハ精神病院法結核豫防法案及「トラホーム」豫防法案ノ中、改正ヲ要スベキモノト認ムル江木委員ノ御説ニ全然賛成デアリマス、ドウカ満場諸君ノ御賛成ヲ希望イタシマス

○江木千之君 チヨット申落シタ所ガゴザイマスルガ、「トラホーム」豫防法案ノ第九條デアリマスルガ、第九條ニ依ルト、第一條ノ第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ストアリマスルガ、醫師ガ第一條ノ第一項ニ依ッテ「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其保護者ニ消毒其他ノ豫防方法ヲ指示スル、此指示ヲ怠シタ醫師ハ第九條ノ制裁ヲ受ケル譯デアリマスルガ、先ヅ此第一條第一項ノ規定ニ依ッテ豫防方法ヲ指示スルニハ、ドウ云フヤウニシテ豫防方法ヲ指示スルカト云フ質問ニ對シテハ、政府委員ハ當初書面ヲ以テ指示サスヤウニ施行細則ヲ設ケタイト思フコトヲ申サレマシタガ、後ニ内務大臣ガ説明セラレル所デハ、一旦サウ云フ考モアツタガ、サウ云フ煩ハシイコトヲスルニモ及バスト思フコトヲ更ニ御説明ガアリマシタカラ、是ハ内務大臣ノ御説明ノアツタ如ク、醫師「トラホーム」患者ニ對シテ、一々書面ヲ以テ豫防方法ヲ指示スルト云フコトハ如何ニモ煩ハシイコトデアリマスカラ、是ハ内務大臣ノ御説明ノ如ク施行細則ハ出來ルモノト信ジテ、此第一條ノ第一項ハ原案ヲ賛成スルデアリマス、ソレカラ又其豫防方法ノ指示ヲ怠シタ者ハ第九條ニ依ッテ處分セラルルヤウニナッテ居リマスルガ、醫師ナル者ハ畢竟スルニ洵ニ高等ナル職業デアリマシテ、ソレハ地方ナドデハ往々心得違ヒノ者モ無イトハ申サレマセヌ、要スルニ醫師ナル者ハ高い職業デアリマス、容易ニ斯ウニ云フコトヲ怠ルト云フコトモアリマスマイガ、又怠ルガ如ク見エルト云フヤウナ場合ニハ、ドウカ成ルベク當該官吏ハ其醫師ニ向ッテ注意ヲ與ヘルヤウニシテ、マア左様注意ヲ與ヘテ明カニドウモ此豫防方法ノ指示モシナイモノデアルト云フ場合ガアツテ、拾置カレヌト云フナラバ、其場合ハ九條ノ制裁ヲ適用シナクテナリマスマイガ、此九條ノ制裁ハ濫ニセヌヤウニ、ドウカ此コトハ慎重ニ取扱ハレルヤウニ、ドウカ此法律ガ發布ニナリマシタナラバ、其際主務大臣ヨリ地方官等ニ十分訓令ヲセラレテ、其訓令ヲ唯一時的ノモノデナクシテ、將來ニ及ブヤウナ訓令ヲ發セラレムコトヲ望ムデアリマスルガ、之ニ付テハ過日政府委員ハ左様ニ取扱フト申サレマシタガ、少ホ内務大臣ガ御出席デアリマスカラ、一應内務大臣ノ其點ニ付テノ御意見ヲ伺ヒ、

内務大臣ニ於テサウ云フ御取計ヒガ出來ルト云フコトデアルナラバ其精神ヲ以テ本案ヲ賛成シヤウト考ヘマス

○國務大臣床次竹二郎君 唯今ノ御希望ニハ副フヤウニ取計ヒヲ致シマス

○北里柴三郎君 全然江木君ノ修正ニ賛成イタシマス

○男爵岩佐新君 私モ賛成イタシマス

○委員長(侯爵花山院親家君) 採決イタシマス、江木君ノ修正案ニ御同意ノ方ハ御手ヲ御舉ゲ下サイ

總員舉手

○委員長(侯爵花山院親家君) 全會一致ト認メマス

○國務大臣床次竹二郎君 政府モ御修正ニハ同意ヲ致シマシテ、衆議院ノ方ニ於テモ成ルベク左様ニ努メマス

○委員長(侯爵花山院親家君) 散會イタシマス

午前十一時一分散會

出席者左ノ如シ

委員長	侯爵花山院 親家君
副委員長	北里 柴三郎君
委員	子爵堤 雄長君
	子爵米倉 昌達君
	男爵高木 兼寛君
	江木 千之君
	男爵岩佐 新君
	永田 秀次郎君
	大森 慶次郎君
國務大臣	床次 竹二郎君
政府委員	内務省衛生局長 杉山 四五郎君